

令和 8 年 第 2 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 8 年第 2 回水巻町議会定例会第 1 回継続会は、令和 8 年 6 月 5 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番 白 石 雄 二

8 番 水ノ江 晴 敏

2 番 山 口 秀 信

9 番 亀 元 公 一

3 番 高 橋 恵 司

10 番 岡 田 選 子

4 番 中 山 恵

11 番 井 手 幸 子

5 番 廣 瀬 猛

12 番 住 吉 浩 徳

6 番 名 倉 亮 介

13 番 近 藤 進 也

7 番 松 野 俊 子

14 番 垣 内 美由紀

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局 長 ・ 吉 田 功

係 長 ・ 野 村 育 美

再任用 ・ 蔵 元 竜 治

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	松 井 努
副 町 長	荒 巻 和 徳	福 祉 課 長	舩 津 未 華
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	山 口 ゆう子
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	藤 田 恵 二	産 業 環 境 課 長	黒 岩 貴 之
財 政 課 長	洞ノ上 浩 司	下 水 道 課 長	佐 藤 治
住 宅 政 策 課 長	山 本 直 樹	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	川 橋 京 美	学 校 教 育 課 長	高 祖 睦
住 民 課 長	植 田 英 次 郎	生 涯 学 習 課 長	服 部 達 也
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	大 黒 秀 一

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 8 年 6 月 定例会 (第 2 回)

第 1 回継続会

本会議 会議録

令和 8 年 6 月 5 日

水 巻 町 議 会

令和 8 年 第 2 回水巻町議会定例会 第 1 回継続会 会議録

令和 8 年 6 月 5 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 8 年第 2 回水巻町議会定例会第 1 回継続会を開きます。

日程第 1 諮問第 1 号 / 日程第 2 諮問第 2 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第 2、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についての 2 案件を一括議題といたします。ただいまから、質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。採決は個別に行います。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の方は、挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、諮問第 1 号は適任とすることに決しました。

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の方は、挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、諮問第 2 号は適任とすることに決しました。

日程第 3 同意第 2 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、同意第 2 号 水巻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。ただいま

から、質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。同意第2号 水巻町教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第2号は同意することに決しました。

日程第4 同意第3号

議 長（白石雄二）

日程第4、同意第3号 水巻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。ただいまから、質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。同意第3号 水巻町教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第3号は同意することに決しました。

日程第5 同意第4号

議 長（白石雄二）

日程第5、同意第4号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。同意第 4 号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第 4 号は同意することに決しました。

日程第 6 同意第 5 号 / 日程第 7 同意第 6 号 / 日程第 8 同意第 7 号 / 日程第 9 同意第 8 号 / 日程第 10 同意第 9 号 / 日程第 11 同意第 10 号 / 日程第 12 同意第 11 号 / 日程第 13 同意第 12 号 / 日程第 14 同意第 13 号 / 日程第 15 同意第 14 号 / 日程第 16 同意第 15 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、同意第 5 号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第 7、同意第 6 号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第 8、同意第 7 号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第 9、同意第 8 号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第 10、同意第 9 号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第 11、同意第 10 号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第 12、同意第 11 号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第 13、同意第 12 号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第 14、同意第 13 号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第 15、同意第 14 号 水巻町農業委員会委員の任命について、及び日程第 16、同意第 15 号 水巻町農業委員会委員の任命についての 11 案件を一括議題といたします。ただいまから、質疑を行います。質疑はありませんか。中山議員。

4 番（中山 恵）

同意第 10 号の農業委員会の委員として、豊沢卓郎氏を推薦された理由についてお伺いいたします。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

産業環境課長（黒岩貴之）

中山議員の御質問にお答えします。

豊沢卓郎氏については、長年、平成 6 年から農業に従事をし、現在、令和 6 年 4 月より生産

組合長もされている方で、本人の応募により、今回の任命についての同意を得るところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

4 番（中山 恵）

はい、理解いたしました。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。岡田議員。

10 番（岡田選子）

新しい農業委員さんが今日決まってくるんだろうと思いますが、やはり水巻町の農業を守るためにですね、農業は本当に安全保障というか、国の根幹として大事なものなんです、今、町の中見てみますと――

議 長（白石雄二）

賛成ですか、反対ですか。

10 番（岡田選子）

賛成です。賛成の討論を行います。

田畑がどんどん減ってですね、住宅へと流れておりますが、今、日本の食料の自給率考えますと、今は 38% ですけども、これでいろいろ国内外の様々な紛争など、その影響を受けますと、もし入ってこなくなりましたら自給率 22% まで下がってしまいます。

そういう意味でもやはり農業をしっかりと、水巻の農業を守るために新しい農業委員さんには奮闘していただきたいなという思いを込めまして、賛成討論いたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。採決は個別に行います。

同意第 5 号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第5号は同意することに決しました。

同意第6号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第6号は同意することに決しました。

同意第7号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第7号は同意することに決しました。

同意第8号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第8号は同意することに決しました。

同意第9号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第9号は同意することに決しました。

同意第10号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第10号は同意することに決しました。

同意第11号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第11号は同意することに決しました。

同意第 12 号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第 12 号は同意することに決しました。

同意第 13 号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第 13 号は同意することに決しました。

同意第 14 号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第 14 号は同意することに決しました。

同意第 15 号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第 15 号は同意することに決しました。

日程第 17 報告第 7 号

議 長（白石雄二）

日程第 17、報告第 7 号 水巻町税条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。だいまから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、井手議員。

11 番（井手幸子）

この税条例の改正については、3 つの項目が示されておりますけれど、まず 1 つめの環境税の廃止ですかね、環境性能割を廃止をするってところで、住民にとっては、廃止されるので徴収されないということですけど、その予算のそこがなくなった部分の補填っていうのはどういうふうになりますか。

議 長（白石雄二）

はい、川橋課長。

税務課長（川橋京美）

御質問にお答えいたします。

環境性能割の廃止の影響ですけれども、町の財政への影響としましては、令和7年度分、5月19日現在の収納ですけれども、環境性能割の収入が595万9,900円ということになっております。この分が減収となるわけですが、この分の地方税の減収分については、安定財源を確保するために具体的な方策が検討されるということになっておりまして、令和8年度においては、地方特例交付金によって全額を補填することとされているということです。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。岡田議員。

10 番（岡田選子）

廃止理由として国が言ってますのは、アメリカの関税措置によって日本の自動車産業に及ぼす影響を緩和して、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担の軽減、簡素化するためということになっております。そして政府が、自動車工業会、JAMAの要望に応えたものだというふうに国が説明されていることと思いますが。

環境性能割が導入されたときはですね、車を購入するという、取得する際に燃費性能が良いものに対して、いい自動車に移行してくださいよというインセンティブということで、2019年に導入されたものと思っておりますが。

今回性能割がなくなるってということで、これは政策目的的にも、環境性能のいいものを買えば、環境に対して良い影響を与えるよと、CO2削減になりますよという、本当に政策的にはいい中身だったというふうに思っております。

それで今回、減収分については今ありました。そして後で出てきます第8号補正の14ページに環境性能割交付金というのがございます。それで、ここに501万9,000円補正されて、環境性能割交付金1,501万9000円ですか、これが今年度の最終補正として挙げられておりますが。

今回これによって町が受ける影響は500万ぐらい減るよという今のお話でしたけれども、それに対しての減収分は国から補填、きちんとされるということですね。この金額的なものは、もうほとんど変わらない。令和7年度と変わらず、これぐらいの金額は確保できるという認識でよろしいんでしょうか。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

税務課長（川橋京美）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、8年度においても特別交付金によって全額を補填するというこ

とになっておりますので、収入については影響はないものと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

10 番（岡田選子）

それでグリーン化特例は延長されるということですので、庶民にとっては減税部分ですね、それは新しい車を買えば、そういう減税効果があるということにはなるかと思っております。

それと、議案書の 49 ページの附則の個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除っていうところが、ぱっさりと削除されておりますよね。これについては、今回は全く議案書にも載ってないんですけども、このことについては、これまでに説明を受けたんでしたっけ。すいませんですが、この税については、今回はどのようになっているのでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、川橋課長。

税務課長（川橋京美）

お答えいたします。

この個人住民税の住宅ローン特別控除ですけども、これについては議案集の 50 ページを見ていただければ分かるかと思うんですが、附則第 7 条の 3 と附則第 7 条の 3 の 2 というのが、この期限が延長されてあることによって統一されております。附則第 7 条の 3 の 2 というのが削除され、全て附則第 7 条の 3 に繰り上がっているというふうな改正になっておりまして、その影響でですね、附則の後ろのほうに、附則第 7 条の 3 の 2 と出てくるところが全て附則第 7 条の 3 というふうに変わっております。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

10 番（岡田選子）

内容は分かるんです。内容は分かるんですけど、これについて今回は町税条例の変更としては、この部分が延長されたよということについては、議案資料には何も書かれてないので、それは 3 月のときに説明を受けてましたかね。これは、3 月に受けましたのは床面積の要件を 50 平米から 40 平米に緩和したときの説明は受けてると思うんですが、このローンについての——同じ内容ですか。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

税務課長（川橋京美）

お答えいたします。

今回の改正につきましては、法律が変わって、その法律の条項ですとか、そういったところの変わった部分についてのみ挙げております。専決の改正ですので、施行期日によって期間に差し障りがないものは、後の議会のほうに諮らせていただくこととなっておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。報告第7号 水巻町税条例の一部改正の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第7号は承認することに決しました。

日程第18 報告第8号

議 長（白石雄二）

日程第18、報告第8号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。岡田議員。

10 番（岡田選子）

健康保険税ですけども、上がり続けております。減免が少し広がるっていう措置も行われてはいますが、基本的に国保税が高いということは、これまでも述べてきたとおりです。

それで今回、また課税限度額が引き上がりました。それと軽減される方も広がったということですけど、この割合っちゃうか、その関係ね、どういうふうになってますかね。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

税務課長（川橋京美）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、限度額の引上げに伴う影響ですけれども、限度額を超えていらっしゃる世帯については、令和7年度の賦課期日現在であれば30世帯、令和8年度、今課税の真っ最中ですが、令和8年度においては25世帯ということになっております。令和8年度25世帯の方は、限度額が今までよりも1万円ずつ上がってくるという形になります。

軽減判定ですが、こちらの軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得の算定については、賃金の上昇ですとか、そういったことも勘案されての軽減の対象が狭くならないような措置になっておりますので、大きくパーセンテージは変わっておりません。令和7年度でいけば、7割軽減、5割軽減、2割軽減の方は全体の58.3%、令和8年度の中では、合わせて58.6%の方が軽減対象となっております。大きく変わってはございません。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

10 番（岡田選子）

報告第8号ですね、水巻町国民健康保険条例の一部改正の専決処分の報告について、反対の立場で討論をいたします。

やはり国民健康保険税は、普通の健康保険ですと所得割で、所得によって保険料率が決まってくるということになってるんですが、もう平等割、均等割ということで、本当に赤ちゃんからも取るのかということで、今18歳まで均等割がなくなったという状況に、世論でですね、なってきましたが、本当に大変、国保は重たい国保税となっています。

それでもっとやっぱり国民負担を軽くするためには、国からの支援が必要だと、私どもはずっと訴えてきておりますし、国会でも議論をさせていただいております。

少しずつ少しずつ限度額ももう本当にもう上がり続けています。国保税が重たいっていう、普通に払える方から見たらこのぐらいって思うところはあるかと思うんですけど、本当に大変な方々は、その金額を僅かな収入の中から払っていくことが本当に重たいんですね。だからそういう声を私どもも聞いておりますので、基本的な国保の構造改革、しっかりやっていただきたい、収入を、国からの予算をしっかりと入れていただきたいということを述べまして、反対といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。報告第8号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、報告第 8 号は承認することに決しました。

日程第 19 報告第 9 号

議 長（白石雄二）

日程第 19、報告第 9 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。岡田議員。

10 番（岡田選子）

最終補正ですし、しっかりした中身はまた決算で、細かくさせていただきますが、土木のところですかね、地域住宅計画事業費で木造戸建て住宅性能向上改修等補助金 220 万、定住促進奨励金 860 万、老朽危険家屋等解体補助金 350 万、これだけ 1,430 万の負担金補助及び交付金というのが減額されております。

水巻町のこういうのを見てですね、水巻の住宅政策、住宅の状況というのを令和 7 年度ですね、どういう状況であったのかということをお報告いただければと思います。

議 長（白石雄二）

はい、山本課長。

住宅政策課長（山本直樹）

岡田議員の質問にお答えします。

定住奨励金の令和 6 年度が合計で 53 件ありましたのが、令和 7 年度は 37 件となっています。その他ですね、今、御指摘がありましたように、耐震補助につきましては令和 6 年が 3 件、令和 7 年度が 4 件ということになっております。

まず、国の制度と一緒に補助金につきましては、水巻町の補助金が使えないということになっておりますので、国の補助金、これが割と率が良くて 100 万円以上ついたりするものがあります。そちらのほうが優先される兼ね合いがありまして、町のほうが少なくなっているということになります。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

11 番（井手幸子）

私も議案書の 22、23 の土木費のところなんですけれど、道路維持費ですね。これが補正で 1,530 万の減額になっております。当初予算は 9,200 万ですかね。これ町道ですね、やっぱり狭いとか、段差があるとか言って、私たちも修繕してほしいという声をたくさん聞くんですけど、これだけ余ってるっていうところで、まず当初の補修の計画は全部できたのかっちゃうか、

どういう状況なのかの説明をお願いします。

議 長（白石雄二）

はい、北村課長。

建設課長（北村賢也）

井手議員の御質問にお答えいたします。

まず、8 款の道路維持費なんですけれども、この 1,530 万減額しておりますのが工事請負費になりまして、修繕とか手数料関係の分については、例年どおり実施させていただいております。この工事費がちょっとまとまった金額を減額させていただいているのが、下二で一部歩道の整備の予定をしておりましたけれども、民間事業者と歩調を合わせて計画していたんですけれども、民間事業者のほうが少し遅れておりますので、予算としては落とさせていただいて、また、民間の開発のスケジュールと合わせて予算計上させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。報告第 9 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第 9 号は承認することに決しました。

日程第 20 報告第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 20、報告第 10 号 令和 7 年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。岡田議員。

10 番（岡田選子）

この繰越明許に出されているメインは、新しく保育所を新設するというための予算だと思います。それで、これについてはもうここで報告だけで、委員会での審議にこの中身についてはな

るのかどうかということは、どうなりますかね。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

財政課長（洞ノ上浩司）

岡田議員の御質問にお答えします。

岡田議員が今言われた保育所の新設の部分については、令和 8 年度第 1 号補正になります。今、御報告させていただいたのは、令和 7 年度から 8 年度に繰り越す事業の一覧になりますので、保育所の分については委員会のほうで、令和 8 年度第 1 号補正として審議をいただく形になります。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。報告第 10 号 令和 7 年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、町長報告を終わります。

日程第 21 議案第 19 号

議 長（白石雄二）

日程第 21、議案第 19 号 水巻町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。岡田議員。

10 番（岡田選子）

これ入管法の改定が行われたものに基づくんですけども、今、国のほうではもう何か排外主義というか、外国人差別というか、ヘイトもひどいところで行われているようですし、私どもの立場としては、もうやはり全ての人の人権を守るという立場で臨んでいきたいというふうに思っておりますが。

今回、印鑑条例で、在留カードと永住証明書ですね、永住権ですけど、今、水巻でも大変外国の方が増えてきていると思います。それで、そういう中でね、今度はコンビニ交付がいろいろできるよという改正だけになってるんですけども。

私どもが心配するのは、いろんな在留カードや永住権取得するのに、今回入管法の改定で金額とかもすごく上げられてるんですよ。そうなったときに、やっぱり、もし仕事を辞められたとか、大変な状況になったときにね、そういう金額が払えないっていうことになると、その在留カードももらえないっていうことになってしまうと強制送還じゃない、強制帰国というかね、そういうことにもなり得る、本当難民みたいになってくるわけですけども。

そういうこととか、今回のコンビニ交付で、その個人の情報っていうものを何かしっかりと取らなければならないというような、少し情報も漏れるんじゃないかみたいな、そういう危険も感じているんですけども、その辺についてはどのような考え方で、これをですね、町としてコンビニ交付をやっていくのかという基本的な人権の問題に鑑みてですね、御答弁いただけた

らと思います。

議 長（白石雄二）

植田課長。

住民課長（植田英次郎）

岡田議員の御質問にお答えします。

一応、現在でも在留カード、特別永住者証明書を持っておられる方でもマイナンバーカードは発行しておりますので、マイナンバーカードではそもそも今でもコンビニ交付で印鑑証明等の発行は可能となっております。

それを今回は特別永住者証明書、それから在留カード、今まで2つ持っていたものを1つで行えるように、今度、特定在留カードと特定特別永住者証明書というのが新たに作られるようになるということです。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

10 番（岡田選子）

カード、住民カードっていうんですかね、マイナンバーカードをもう既に持っているから、交付するだけだよということなんですけども。マイナンバーカード自体を今回値上げをするっていうことに法で決まっておりますよね。それについては、水巻で発行するわけではないのか。——そうですね。国で発行するときに、その金額が上がっていくということで、その値上げの影響は水巻には関係ないんですかね。

議 長（白石雄二）

植田課長。

住民課長（植田英次郎）

特になんとも思いません。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいま議題となっております、議案第19号 水巻町印鑑条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第22 議案第20号

議 長（白石雄二）

日程第22、議案第20号 猪熊小学校給排水設備更新工事の請負契約の締結についてを議題と

いたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 20 号 猪熊小学校給排水設備更新工事の請負契約の締結については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 23 議案第 21 号

議 長（白石雄二）

日程第 23、議案第 21 号 水巻町庁舎外部改善工事の請負契約の締結についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 21 号 水巻町庁舎外部改善工事の請負契約の締結については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 24 議案第 22 号

議 長（白石雄二）

日程第 24、議案第 22 号 頃末小学校体育館空調設備新設工事（再）の請負契約の締結についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 22 号 頃末小学校体育館空調設備新設工事（再）の請負契約の締結については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 25 議案第 23 号

議 長（白石雄二）

日程第 25、議案第 23 号 令和 8 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 23 号 令和 8 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

議 長（白石雄二）

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 37 分 散会